

原町市文化財調査報告

野馬土手跡範圍確認調查報告書

一九八八年三月

野馬土手跡範圍確認調査報告書

玉川一郎



序 文

夏七月、原町市を中心として繰り広げられます「相馬野馬追」は、一千余年の長い伝統をもった文化財として、国から重要無形民俗文化財に指定されており、

奥州相馬氏によって下総より伝えられた「野馬追」は、相馬氏の妙見信仰と、軍事力としての軍馬の育成の面から歴史的評価が与えられるのでありますが、特に藩政時代にあつては、そうした野馬の放牧地として保護されたのが現在の原町市街の所在する雲雀ヶ原と称される地域でありました。そのため雲雀ヶ原の周辺にはこれらの野馬の保護と、農作物等への被害を防ぐため野馬土手が設けられたのです。

野馬土手はこのように「相馬野馬追」と密接な関連をもった文化遺産といふことができるのですが、残念なことに戦後の開拓をはじめとして破壊が進行し、現在では野馬土手の完存する地域は非常に限定されたものとなり、早急に保護の手を加える必要があります。

今回、国指定史跡桜井古墳の追加指定にあたり、古墳南側にあつて、野馬土手と目されていた部分の試掘調査を実施しましたところ、土手部の積土や内側に設けられた溝跡などが確認され、野馬土手を考古学的に立証することができました。その成果が報告となつて刊行される意義は大きなものがあります。

今回の試掘調査には福島県教育庁文化課のご協力をいただいで実施することができましたが、調査に関係された各位に感謝申し上げますとともに、本書が「野馬追」の正しい認識を深める上で参考になりますことを願ひ序文といたします。

昭和六三年三月

原町市教育委員会

教育長 渡部 和雄



野馬土手跡範圍確認調査報告書 目次

序 文

第一章 相馬野馬追と野馬土手

1

第二章 野馬土手の現況

5

第三章 野馬土手跡範圍確認調査の経過

6

第四章 調査の成果

9

一号トレンチ

9

二号トレンチ

10

三号トレンチ

10

四号トレンチ

10

第五章 まとめと今後の課題

12

図 版 目 次

図版一 上 調査前の状況(一・二号トレンチ設定地点)

下 調査の状況(四号トレンチ)

図版二 上 一号トレンチ溝と野馬土手の状況

下 一号トレンチ溝の状況

図版三 上 二号トレンチ野馬土手の遺存状況

下 二号トレンチ野馬土手盛土断面

図版四 上 三号トレンチ溝と野馬土手の状況

下 四号トレンチ溝の状況

挿 図 目 次

図一 野馬土手跡調査区的位置

図二 野馬追原の図(原町市史より)

図三 野馬土手跡調査トレンチ配置図

図四 一・二号トレンチ実測図(折込)

図五 三・四号トレンチ実測図(折込)

例

言

一 本書は原町市教育委員会が、昭和六十二年度に実施した野馬土手跡試掘調査報告書である。

一 本調査は国指定史跡桜井古墳の追加指定に先がけて実施したものである。

一 本書は担当者の責任において玉川一郎が執筆した。

一 本書作成にあたり吉田秀亨・佐藤かおり両名から協力を得た。

第一章 相馬野馬追と野馬土手

国指定重要無形民俗文化財『相馬野馬追』の原型は、奥州相馬氏の始祖平将門の妙見信仰に求められる。伝承によれば妙見を武神として崇敬する将門が、新しい軍事力としての馬の活用を考え、関東は下総小金ヶ原に關八州の兵を集めて野馬を追ひ、軍事訓練をしたことにはじまるといふ。

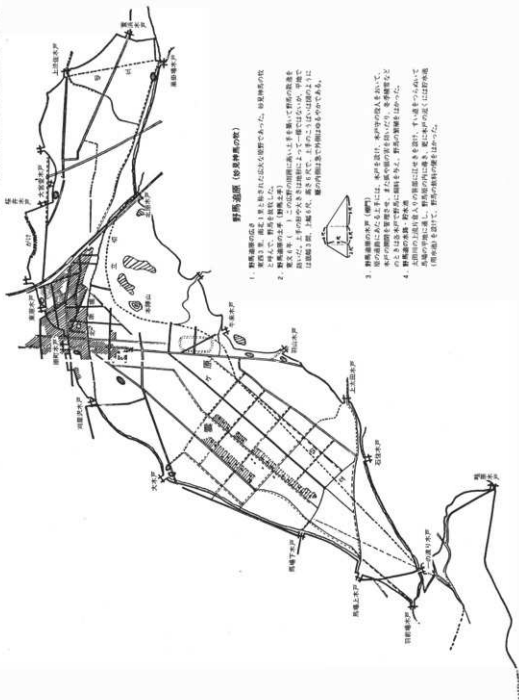
将門の野馬追は、相馬重胤が奥州行方郡に下向（元享三年—一三三三年）してからも受け継がれ、表は妙見の祭り、裏は伊達氏に備える軍事訓練として、代々相馬氏によって執り行われてきた。

中世の野馬追の実体は不明な部分が多いが、藩政時代には阿武隈山地東縁の平地に多くの野馬が放たれ、これを妙見神馬の牧として特別に保護した。これを年に一度、原則としては五月の中の申の日を期して領内から集めた在郷給人を含めた武士達が諸種の軍法を用いて追出し、遠く小高妙見社の境内に設けた竹矢来の中に追い込み、その中から神の思し召しにかなひそうな駿馬を捕えて社前に奉ったのが当時の野馬追であった。ここにいう妙見の牧が野馬追原であり、現在の原町市街の位置する雲雀ヶ原と称す河岸段丘面がこれにあたる。

明治時代以降は妙見の牧が廃止されるに伴い、ほぼ現在のような野馬追行事が新にできあがった。祭礼の時期も昭和初期までは旧暦の五月の中にあたる七月一・二・三日をあてたが、梅雨時期を避けるため七月十一・十二・十三日に変更したが、昭和四十一年以降は二十三・二十四・二十五日に実施するようになった。

ところで現在原町市街の立地する雲雀ヶ原と呼ばれる河岸段丘面は、江戸時代には野馬の放たれた野馬追原であったことは前述したが、藩主によって保護された野馬は増殖し、江戸時代初期には付近の農作物を食い荒すことになった。寛文

図二 野馬追原の図(原町市史より)



野馬追原 (池見神馬の敷)

1. 野馬追原の用水
東西3里、南北1里と称された広大な灌漑であった。妙見神馬の牧と呼んで、野馬を放牧した。
2. 野馬追原の土庫 (野馬土庫)
天文元年(1576)の徳川家康の陣中にたいとす野馬、野馬追原の土庫に貯蔵された。野馬追原の土庫は、野馬追原の用水に灌漑された。野馬追原の土庫は、野馬追原の用水に灌漑された。
3. 野馬追原の水戸 (野馬)
野馬追原の水戸の上には、水戸を設け、水戸守の役人をおいて、水戸の御用を管理させ、水戸守の官舎を設けた。水戸追原の水戸は、野馬追原の用水に灌漑された。
4. 野馬追原の土庫 (野馬土庫)
野馬追原の土庫は、野馬追原の用水に灌漑された。野馬追原の土庫は、野馬追原の用水に灌漑された。

六年（一六六六年）相馬忠胤は野馬追原の周囲に野馬の保護と被害を防ぐための高土手の構築に着手した。これが野馬土手である。この工事は三年の年月を費やす、藩にとっては大きな土木事業であった。

野馬土手は、西は馬場の羽前場から東は萱浜の巢掛場まで約八キロメートル、南は葉山岳から北の四葉通りまで約二・七キロメートルをとり囲むものであったが、往來を確保するため周囲には三十数ヶ所の木戸が設けられ、その保守・管理には十手奉行を配すほどであった。

また西部の一の渡戸木戸からは畦ノ原・菖蒲沢を経て、羽倉に南下する土手も築かれ、小高郷への野馬の進入を防いだ。

第二章 野馬土手の現況

妙見神馬の牧、いわゆる野馬追原は廃藩置県に伴う国有化、その後の開拓の進展により、そのほとんどが壊滅状態にある。特に宅地造成による市街化の拡大、戦後の耕地化が野馬土手の削平・破壊を大きなものとし、現在では野馬追原内にその姿を見るのは困難なものとなった。それでも桜井地区から上渋佐にかけての山林内には辛じて土手跡と判断できる部分が残っている。

一方畦ノ原を中心とする高位の河岸段丘面と、前述した小高郷の葛蒲沢を経て羽倉に至る地域は、まだある程度の長さとして野馬土手が残っていて、小高町では葛蒲沢の野馬土手の一部を町指定文化財として保護している。

野馬土手の破壊は、各所に設けられた木戸跡をも併せて損壊させた。最も多い時で三十数ヶ所あったといわれる木戸跡も、現在では羽山木戸が原町市指定文化財として残る程度である。羽山木戸は原町木戸などとともに当時の浜街道に設けられた木戸であり、石垣積みの木戸口である。

なお、野馬土手と関連するものとして、野馬の水飲み場があげられるが、大木戸堀・北原堀・上太田水路・上渋佐萱浜水路などは農業用水路であるとともに水飲み場としても引かれた水路であったといわれる。

野馬土手は以上のように当時の姿で残る部分が少く、文化財として早急に保護策を講じるべきものである。またその本来的な分布状況についても同様に詳細な分布調査を実施すべきであろう。削平されてはいても、字切図には土手跡の位置を示す部分が多く見られるので、こうした調査も必要であろう。

第三章 野馬土手跡範圍確認調査の経過

国指定史跡桜井古墳は原町市上波佐字原畑に所在する東日本有数の前方後方墳である。ところがこの古墳は、昭和三十一年に史跡に指定されたものの、諸般の事情から前方部の一部および周辺の周濠部が指定から除外されたままであった。そこで原町市教育委員会ではこの部分の追加指定を図るため、桜井古墳の周濠確認調査を実施した。昭和五十八年のことである。

この時の試掘調査の結果、桜井古墳の前方部南側には周辺より一段高い帯状の竹林があり、また大杉氏宅地南側の市道に沿った部分は現在土手状部が観察できないものの、字切図には市道に沿った帯状の区画が認められ、これが野馬土手跡であろうという予想がなされた。

ところで原町市では、桜井古墳の史跡範囲を拡げる追加指定の考えとともに、付近の市道の拡幅・舗装の考えがあった。市道拡幅の事業計画は、桜井古墳の追加指定予定地の周濠部までは入り込まないものの、古墳の東・南を通る市道を古墳側に拡張しようとするものであり、それは野馬土手跡を計画区域の中を含む可能性をもつものであった。

そこで原町市教育委員会では、この市道拡幅、桜井古墳の追加指定に先立ち、野馬土手跡の正確な所在地点とその構造を発掘調査によって確認するため、文化財保護法第九十八条二項による試掘調査を計画したのである。

試掘調査は次の要領で実施した。

遺 跡 名 野馬土手跡

所 在 地 原町市上波佐字原畑地内

調査期間 昭和六十二年五月二十八日～同六月一日

調査主体 原町市教育委員会

調査担当者 玉川 一郎(福島県教育庁文化課文化財主査)

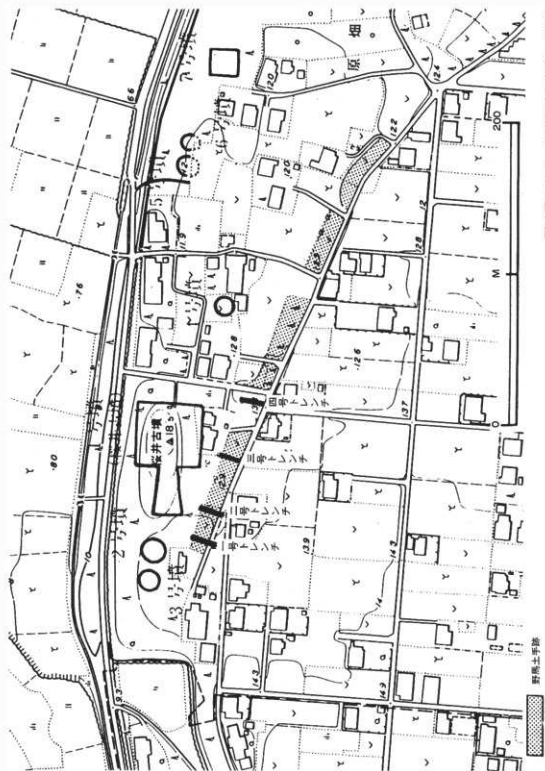
調査員 西谷 勉(福島県考古学会員) 近野 和広(福島県考古学会員) 小野田義和(東北学院大学学生)

事務局 原町市教育委員会社会教育課

調査は現況地形測量後、四ヶ所にトレンチを設定し、野馬土手遺存部を検出することに主眼を置いた。その結果設定した全てのトレンチから野馬土手盛り土部ないし土手に沿って配されたと考えられる溝跡を検出し、想定通りこの部分がかつての野馬土手の所在地であることを考古学的に証明することとなった。

なおこの調査の期間中の五月三〇日には原町市文化財専門委員会の現地視察もあり、また一般市民の見学者も多数あった。

図三 野馬土手跡調査トレンチ配置図



第四章 調査の成果

今回の調査で設定したトレンチは一号、四号トレンチの四ヶ所である。トレンチの設定は一・二号トレンチについては土手状の高まりが現況で確認されていたのでこの部分に直交するように、また三・四号トレンチについては字切図に基づいて市道に直交させた。それぞれのトレンチ内の状況を略述する。

一号トレンチ

今回設定したトレンチでは最も西側に位置するトレンチである。高さ一メートル、幅十二メートルの帯状の壇状部に、直交させて設定した。幅一・五メートル、長さ十四メートルのトレンチである。

表土下三〇センチメートルで野馬土手盛土部を検出したが、南側には地山面を掘り込んだ上幅三・四メートルの溝を伴っている。野馬土手部は検出しただけで断ち割り調査はできなかったが、南北両端には盛り土前の旧表土面が観察され、これを基準にして計測すると基底幅五・四メートル、高さ〇・五五メートルの数値を得ることができた。

溝底は平坦で、旧表土面からの深さは〇・五メートルである。溝内部の堆積土は自然に埋没した状況を呈しているが、水成堆積は認められず、常時滞水状態にあった溝とは考え難い。溝内堆積土上の約〇・九メートルの厚さの土は、野馬土手を後世に削平した土であることがわかった。

溝内の堆積土中から桜井Ⅱ式に比定される弥生土器破片が数片出土したが、遺構に伴うものではない。野馬土手構築以前の弥生時代集落跡と重複した遺跡であることは、昭和五十八年の桜井古墳周溷確認調査で実証されている。

二号トレンチ

一号トレンチと同様に帯状の壇状部に直交させた幅二メートル、長さ十五メートルのトレンチである。

トレンチの北寄りに野馬土手、その南側に溝状の落ち込みを検出した。東壁際にサブトレンチを設定し盛り土の状況を確認した。この部分では盛り土下に旧表土面は検出されず、野馬土手構築にあたっては整地事業を行ったものと考えられる。盛り土部は高さ〇・八メートル、基底幅五・四メートルである。やはり上部は後世に削平されたものと見るべきであろう。盛り土の断面には大きな三ブロックの積み手の違いが見られ、補修された痕跡とも考えられる。

盛り土の南側は緩い落ち込みとなり、溝跡とも思えるが、肩部の立ち上がりは弱く、明確な溝跡としての平面形がつかめなかった。恐らく溝を伴ったとしても一号トレンチで検出したような、しっかりした深さのものではなかったのではなかろうか。

盛り土中、また溝状の落ち込み部から桜井Ⅱ式弥生土器の破片が少量検出されている。

土手部分の盛り土は柔い、しまりのない褐色シルトを主体とするもので、版築したような形跡は認められない。

三号トレンチ

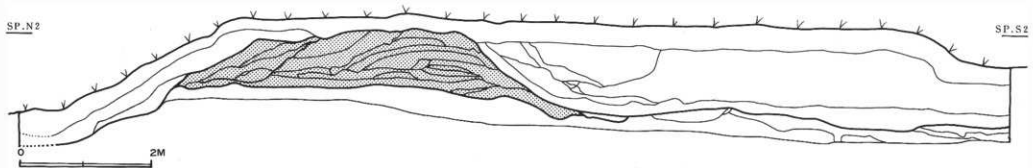
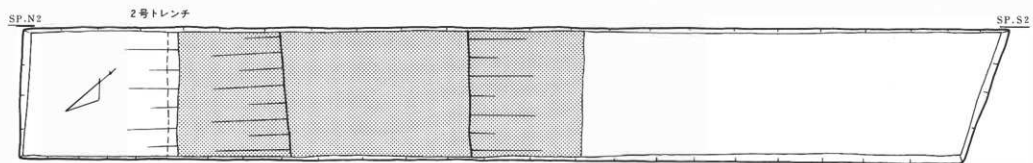
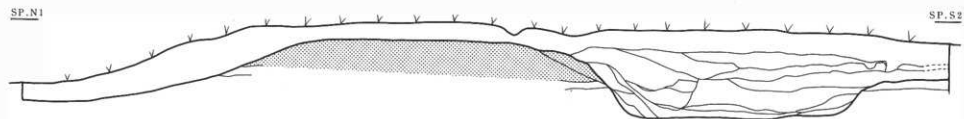
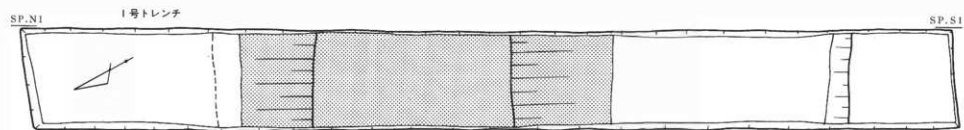
大杉氏宅地内に設定したトレンチである。周溝確認調査で設定した六号トレンチと北側で重複して設定したことになる。幅二メートル、長さ十メートルのトレンチとした。

トレンチの中央に幅四・二メートルの野馬土手基底部のわずかな盛土を認めた。またこの盛り土部の南側は地山を削り込んだ上幅二・八メートルの溝が伴っている。盛り土の残存部は最大で〇・五メートルの厚さがある。

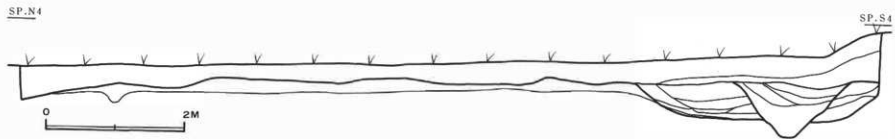
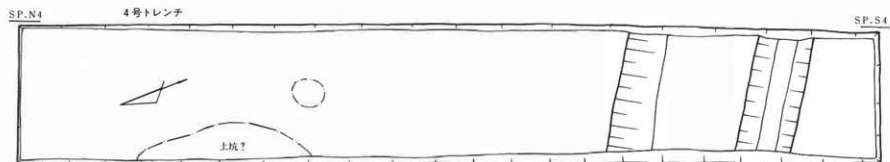
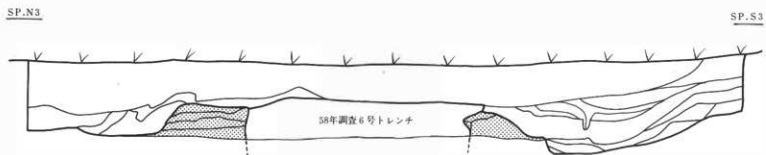
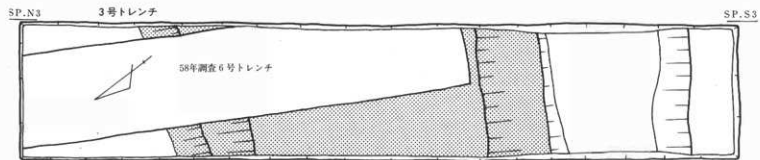
四号トレンチ

大杉氏宅地の東南コーナーに設定した幅二メートル、長さ十二・五メートルの、南北方向のトレンチである。表土下〇・二メートルで地山面が露呈し、この部分では野馬土手の盛り土は全く検出できなかった。恐らくは後世の削平で完全に消

図四
一・二号トレンチ実測図



図五 三・四号トレンチ実測図



滅した結果と考えられる。

ただしトレンチの南端には、上幅二・七メートルの溝跡が取りついている。一〇三号トレンチ同様、野馬土手の南側に配された溝の一部であろうが、断面からは新旧二つの溝が重複している状況が観察される。これによると古い溝は底面が平坦な幅の広い溝、新しい溝は、古い溝が埋まった段階で掘り込んだ断面V字形に近い溝であり、後者は南寄りに掘削されている。溝の修築を示すものであろうか。

新旧二つの溝はいずれも自然に埋没した堆積状況にあり、かつ水成堆積を裏付けるものも認められない。

第五章 まとめと今後の課題

前章までで述べたように、今回の野馬土手跡の試掘調査では、設定した四ヶ所のトレンチで直接あるいは間接的にこの部分に野馬土手が存在したことを考古学的に確認することができた。

一・二号トレンチでは上部は削平されてはいたものの、野馬土手そのものが遺存していた。しかもこの二地点で確認した野馬土手はその基底幅が五・四メートルという共通した数値を得ることができた。

三号トレンチでも野馬土手基底部がわずかに遺存しており、土手があったことは間違いない。しかしその基底幅は四・二メートルと一・二号トレンチの野馬土手に比べ幅狭であった。

また四ヶ所のトレンチに共通して確認されたのが溝跡である。そのうち一・二・三号トレンチではその溝の位置がいずれも野馬土手の南に接しており、その在り方からすれば野馬土手に伴う遺構といふことができる。四号トレンチの溝跡は新旧の重複があるものの、三号トレンチの溝と走行方位が一致する。やはりこれらの溝は一連の遺構と考えるべきであろう。このように考えれば四号トレンチの溝の北側には当然野馬土手が本来は存在したものとするのが自然である。

ところで野馬土手の構築当初の規模については、場所によって一様ではないが、野馬追原低地では基底幅が三間十八尺、上幅一間(六尺)、高さ一間(六尺)の台形に統一されたと伝えられている。今回確認できた野馬土手は上部が削平されており、これらの規模を全てについて検討できる状況にはないが、一・二号トレンチの基底幅五・四メートルは、三間十八尺に見事に合致する。やはり一定の規準によって構築されたものと見るべきであろう。

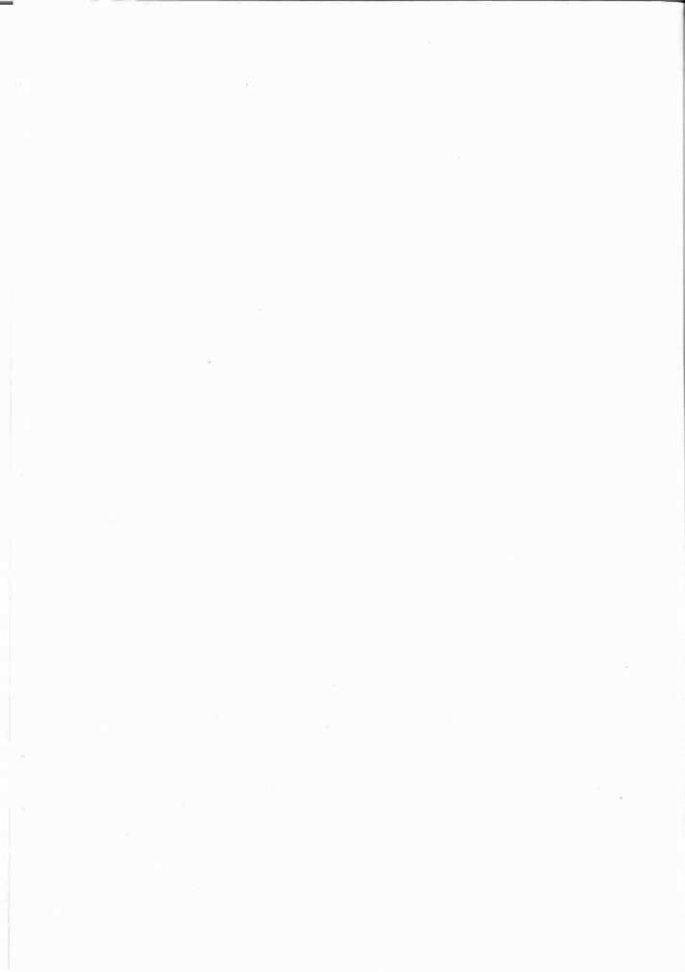
野馬土手の南側には溝が伴うことも今回の調査で明らかになった。上淡佐地区の野馬土手が野馬追原の北辺を画す位置

にあるのだから、これらの溝は野馬追原の内側に掘削された溝跡と考えることができよう。岩崎敏夫氏は野馬土手の内側には溝が配されたことを指摘しておられるが、今回の調査はこのことを証明することになった。

以上、今回の野馬土手跡試掘調査の成果を簡単にまとめてみた。野馬土手が国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」を歴史的に評価する上では極めて重要な意義をもった近世遺構であることは意外に知られていない。野馬土手が消滅しようとする今、考古学的にその規模・構造を検証した意義には大きなものがあるが、何よりも求められるのは、野馬土手が本来野馬追原のどの部分に巡らされていたのかをきちんとした地形図にまとめる分布調査なのではなからうか。今後の課題というべきであろう。一・二・三号トレンチから出土した若干の弥生土器については未整理につき改めて報告することとする。

参考文献

- ・藤田 魁 「相馬野馬追小考」 昭和四十七年
- ・原町市 「原町市史」 昭和四十三年
- ・岩崎 敏夫 「相馬野馬追」 昭和五十年
- ・相馬野馬追保存会 「相馬野馬追」 昭和五十六年
- ・相馬野馬追保存会 「相馬の野馬追」 昭和六十年



図

版



調査前の状況(一・二号トレンチ設定地点)



調査の状況(四号トレンチ)



一号トレンチ溝と野馬土手の状況



一号トレンチ溝の状況



二号トレンチ野馬土手の遺存状況



二号トレンチ野馬土手盛土断面



三号トレンチ溝と野馬土手の状況



四号トレンチ溝の状況

昭和六十三年三月二十五日印刷
昭和六十三年三月三十一日発行

原町市文化財調査報告書

野馬土手跡範囲確認調査報告書

編集 玉川 一郎

発行者 原町市教育委員会

福島県原町市本町二丁目二七
平天五 電話(三三)二四一五(二八二)

印刷 怡平電子印刷所

福島県いわき市平北白土字西ノ内二三
平天五 電話(0246)一三二九九(〇五二)